

対談

「取引相場のない株式の評価見直し」 に対する一考察

時価評価の原点と残余利益法をめぐって

筑波大学名誉教授・弁護士 品川芳宣

公認会計士・税理士 緑川正博

国税庁は、令和8年4月から「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」を開催し、財産評価基本通達の見直しを検討している。会計検査院からは、類似業種比準方式による価額と純資産価額との乖離や、配当還元方式の還元率が長年見直されていないことなどが指摘された。

しかし、評価方法の見直しは、単に株価を上げ下げする議論ではない。相続税の課税価格は財産の時価であり、評価通達はその時価を多数の納税者に統一的に適用するための物差しである。事業承継の支援や租税回避への対応を、時価評価の中にどこまで持ち込んでよいのか。

本対談では、かつて国税庁で財産評価基本通達の改正に携わり、評価制度の歴史と実務に通じる筑波大学名誉教授・弁護士の品川芳宣氏と、企業税務と株式に係る税務の双方に詳しく、財産評価の理論と実務をめぐって品川氏と数回対談している公認会計士・税理士の緑川正博氏が、いま改めて類似業種比準方式、純資産価額方式、残余利益法、総則6項、法人税・所得税との整合性、そして企業活動との関係について、率直に意見を交わした。

(令和8年9月16日 対談本文中敬称略)

今回の見直しは、何を「適正化」するのか

緑川：最初に確認したいのは、今回の見直しの目的です。国税庁の有識者会議は、取引相場のない株式の評価を「適正化する」と説明しています。しかし、何を適正とするのが、はっきりしません。時価の適正化なのか、課税価格を適正にするのか。そもそも相続税の課税価格は財産の時価であり、財産評価基本通達は、時価の基本的取り扱いを定めています（財基通、前

文）。この適正についてのスタンスがわかりません。

品川：今回の会議が設けられた直接の契機は、会計検査院から、類似業種比準方式による価額が純資産価額に比べて大きく低くなるケースや、配当還元方式の還元率について指摘があったことです。行政庁として、会計検査院からの公的な指摘に対応しなければならないという事情はあります。

緑川：公的な指摘に 대응することと、時価の意味

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい

見本誌請求ページへ